

横浜市森林整備計画の一部変更について

「森林法」の改正に伴い「横浜市森林整備計画」の一部変更を行います。

1 森林法について

(1) 森林法の目的

森林計画、保安林などの森林に関する基本的事項を定めて、森林の保存培養と森林生産力の増進を図り、もつて国土の保全と国民経済の発展に資すること。(森林法第1条)

(2) 森林法改正の趣旨

林業の採算性の減少等を背景とした森林の荒廃などの課題に対応するために法を一部改正。

(公布日：平成23年4月22日 施行日：平成24年4月1日)

【横浜市に関連する主な改正内容】

- ア 市町村が作成している森林整備計画の変更〔今回一部変更〕[国・県の計画変更等による変更]
- イ 新たに森林の土地所有者となった旨の届出 [森林所有者の明確化]
- ウ 無届伐採における行政命令(伐採中止・造林の命令)の新設 [森林伐採による土砂の流出・水害等の災害防止]

2 横浜市森林整備計画の変更について

(1) 計画の概要

- ア 森林法では、国が全国森林計画を定め、国の計画に即した地域森林計画を都道府県が、都道府県の計画に適合した森林整備計画を市町村が、それぞれ策定することになっています。
- イ 本市では、「神奈川地域森林計画」に規定されている市内の対象民有林において、森林を育成するために行う造林等の森林施業を行う場合の森林整備に関する基本的な事項を定めた計画となっています。(平成21年4月策定、5年に1回策定)
- ウ 現時点では、市内の森林において木材の採取等、經營を目的とした林木の造林・保育・保護等を行っている個人・法人の届出はありませんが、市町村森林整備計画は、森林法により策定を義務付けられた法定計画であるため、横浜市においても森林整備計画を策定しています。

(2) 変更の趣旨

今回、森林法の改正により、全国森林計画や神奈川地域森林計画が変更されましたので、横浜市森林整備計画の一部を変更するものです。

(3) 主な変更点【資料：横浜市森林整備計画（案）】

- ア 無届伐採に対して造林の命令をする場合の標準的な造林基準の追加 (P. 6)
- イ 森林区分の名称変更 (P. 9、10)
- ウ 森林病害虫の駆除や火災の予防など森林の保護に関する事項の追加 (P. 13)

(4) 変更に伴うスケジュール

- ・2月15日 計画案縦覧の公告（市報）
- ・2月15日～3月16日 計画案の縦覧
- ・3月下旬 神奈川県知事協議
- ・4月1日 計画の運用開始

資料

横浜市森林整備計画(案)

計画期間
自 平成21年4月 1日
至 平成30年3月31日

第1回変更 平成24年3月31日

神奈川県横浜市

目 次

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林整備の方法に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	3
1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
2 樹種別の立木の標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	4
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	
4 造林の命令をする場合の標準的な造林の基準（森林法第10条の9第4項）	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法	
2 保育の作業種別の標準的な方法	
3 その他間伐及び保育の基準	
4 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項	9
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	11
1 路網の整備に関する事項	
2 その他必要な事項	
第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	11
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	
第8 その他森林整備の方法に關し必要な事項	12
1 林業に從事する者の養成及び確保に関する事項	
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
4 その他必要な事項	
III 森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	13
1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等	
2 鳥獣による森林被害の対策の方法	
3 林野火災の予防の方法	
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
5 その他必要な事項	
IV 森林の保健機能の増進に関する事項	14
1 保健機能森林の区域	
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	
4 その他必要な事項	
V その他森林の整備のために必要な事項	15
1 森林経営計画の作成に関する事項	
2 森林整備を通じた地域振興に関する事項	
3 森林の総合利用の推進に関する事項	
4 住民参加による森林の整備に関する事項	
5 その他必要な事項	
[参考-1]横浜市内の計画対象森林及び保安林面積	16
[参考-2]用語の解説	17

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

この計画は、市内において森林施業を行うに際しての、森林の整備に関する基本的な事項を定めてい る。

1. 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県の東端に位置し、総面積は約 43,500ha で、地域森林計画対象民有林面積は 2,499.57ha である。そのうちスギを中心とした人工林の面積は 552ha であり、人工林率は 22% で県平均の 39% よりかなり低い値である。

従来、森林は薪炭や用材を産出する木材資源としての役割が期待されていたが、ライフスタイルの変化や海外の安価な木材に押されて木材資源としての経済的な価値を失ってきてている。

また、本市では山林所有者の高齢化が進んでおり、所有者だけで山林管理を担うことが困難になりつつある。この結果、森林の荒れが目立つようになり竹林も増加傾向にあり、生物の多様性が失われるなど質的な問題が目立ってきている。

森林には水源涵養機能、土砂の流失・山崩れの防止など山地災害防止機能／土壤保全機能、森林とのふれあいの場として森林レクリエーションをはじめ森林環境教育など保健文化機能、その他生物の多様性を守る役割である生物多様性保全機能や騒音や風を防ぐなど快適環境形成機能など多面的な機能がある。

近年では、地球温暖化が心配される中、原因とされる二酸化炭素を吸収して蓄積する森林の役割が注目され、森林の公益的な機能の重要性はますます高まっている。

本市の森林面積は毎年減少しているものの、本市は大都市でありながら、身近に自然とふれあうことができる郊外の山林や、里山など豊かな自然環境を有している。

これらの自然的環境を将来に継承していくことが市民の豊かな心を醸成するとともに、市民の快適な生活環境を創造する上で重要なこととなる。

本市では、市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、市民の参加を得ながら更新・保育・間伐等継続的かつ積極的な施業が求められている。

2 森林整備の基本方針

森林整備の基本的な考え方は、快適で潤いのある生活環境の保全を図るために、身近な自然とのふれあい、地域の生態系や生物多様性の保全、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて、森林と人との共生を図る観点から適切な森林施業を行う。

- ①常緑広葉樹を中心とした自然性の高い天然性林等は、森林学習や学術的観点から現存する林相の保存又は保全を基本とする。
- ②源流域等の森林は、治水及び水源涵養の役割を果たしており、一定の流量が河川に流れることで、水生生物の多様性を高めていることやヒートアイランド現象の緩和に貢献していることから、人工林の複層林化を進め、涵養機能を高める。
- ③近年、モウソウチクやアズマネザサが森林に侵入し、森林の生物多様性が低下していることから、これらの適正な管理を進める。

- ④市街地周辺の里山林や都市近郊林など、森林づくり活動の実践の場として活用を図る森林は、市民の参加を得ながら更新・間伐等継続的かつ積極的な管理を基本とする。

本市の森林整備の基本的な推進方向は、全国森林計画が示す森林の区分の視点を踏まえ、「神奈川地域森林計画」を基本として、市内の森林の全てにおいて、快適環境形成機能、保健文化機能の高度発揮を重視することとする。なお、保健文化機能とは、神奈川地域森林計画の公益的機能別施業森林等の区域設定の「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」の機能を併せ持つものである。

推進の具体的方向は、市街地及びその周辺の平地林や森林とのふれあい施設を中心とした森林では、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じた森林づくりを推進していく。

特に、郊外部にある緑の七大拠点やまとまりのある樹林地を近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区、市民の森などとして保全し、市民参加による森林づくりを推進する。

また、生活に潤いとゆとりを与える、自然とのふれあいの場として、継続的な育成管理が必要な都市近郊や里山等の森林については、広葉樹を中心とし、針葉樹に関しては広葉樹を含む育成複層林へ誘導していく。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

里山林の整備や環境教育・憩いの場づくり等の推進により、市民が身近な森林に触れることが出来る機会を創出し、森林に対する理解と意識啓発利用を推進し、森林と人との豊かな関係の回復及び創出に努める。

また、本市の制度により保全が図られている樹林地については、市民による森林利用を進めるとともに、森づくりボランティア活動等、市民の手による樹林地の保全・育成・管理を促進する。あわせて、これらの樹林地においては、間伐材等の資源の有効活用を推進することで、持続可能な森林づくりを目指す。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林資源の活用、森林の多面的機能を維持・増進させるため、受益者である市民と森林所有者との交流を深め、相互の理解と協力を推進していく。ひとり一人の市民や企業が身近な地域の森林について主体的に考え、それぞれの地域で保全・管理活動に参加できるよう、市民・企業・行政の連携を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林整備の方法に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	立木の伐採は原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとし、皆伐を行う場合は2ha以下を標準とする。
育成複層林	択伐施業を原則とし、択伐率は概ね30%以下とする。

皆伐とは、主伐のうち、択伐以外のものとする

択伐とは、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）のものとする。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

注) 標準伐期齢は立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

樹種名	備考
スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他郷土樹種	

注) 上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員、市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別、仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ、ヒノキ	中仕立て	3,500	

注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。

注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹幹占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。

注3) 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員または市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

イ その他人工造林の方法

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	3月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林すべき期間	皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。ただし択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を越えない期間とする。
----------------	---

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

樹種名	備考
コナラ※、クヌギ、ケヤキ これ以外の在来種かつ高木性の樹種	※萌芽による自然更新が可能な樹種

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
コナラ、クヌギ、ケヤキ及び これ以外の在来種かつ高木性の樹種	10,000 本／ha

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表かき起し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、表土（A層）を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壤条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽かき	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

注) 天然更新は神奈川県基準に基づき、伐採後5年以内に更新状況を確認するほか、必要に応じて補助作業を行う。

イ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものが ha 当たり 3,000 本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な成育が期待できないおそれがある場合は、適切な防除方策を実施していること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 造林の命令をする場合の標準的な造林の基準（森林法第10条の9第4項）

造林の命令をする場合の標準的な造林の基準については、次のとおり定める。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育しうる最大の立木の本数として想定される本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育しうる最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

2 (3) ア 無届伐採に対して造林の命令をする場合の標準的な造林基準の追加

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢			標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回		
スギ	3,500 本	15 年	22 年	30 年	①開始時期 樹冠がうつ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐木率 各回とも20~30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	3,500 本	18 年	26 年	35 年	スギの①~④に準ずる。	

標準伐期齢未満の平均的な間伐の実施時期の間隔は、スギについては7年、ヒノキについては9年とする。

標準伐期齢以上の平均的な間伐の実施時期の間隔は、概ね13年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回		
下刈り	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う)			下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は、植栽した年から7年間に7~9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。必要に応じてつる切りをあわせて行う。	
除伐	スギ	10 年			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となる灌木類やツルを除去する。また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。	
	ヒノキ	10 年				
枝打ち	スギ	9 年	13 年	17 年	枝打ちは、最下枝が出ている幹の直径が7~8cmになった時実施する。枝打ちは丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯枝を残さないように仕上げる。	
	ヒノキ	11 年	15 年	19 年		

3 その他間伐及び保育の基準

該当なし

4 その他必要な事項

森林法第 10 条の 10 第 2 項の規定に基づき、間伐または保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早急に実施する必要があるものについて、要間伐森林である旨、並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知することとする。

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

横浜市域の地域森林計画対象民有林の全て

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

横浜市域の地域森林計画対象民有林の全て

2 (3) イ 森林区分の名称変更

イ 森林施業の方法

公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域では、伐採による複層林施業を推進すべきものとする。

また、快適で潤いのある生活環境の保全を図るため、身近な自然とのふれあい、森林・林業体験活動、地域住民や都市住民の参加による森林整備など地域の多様な要請に応じて適切な施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

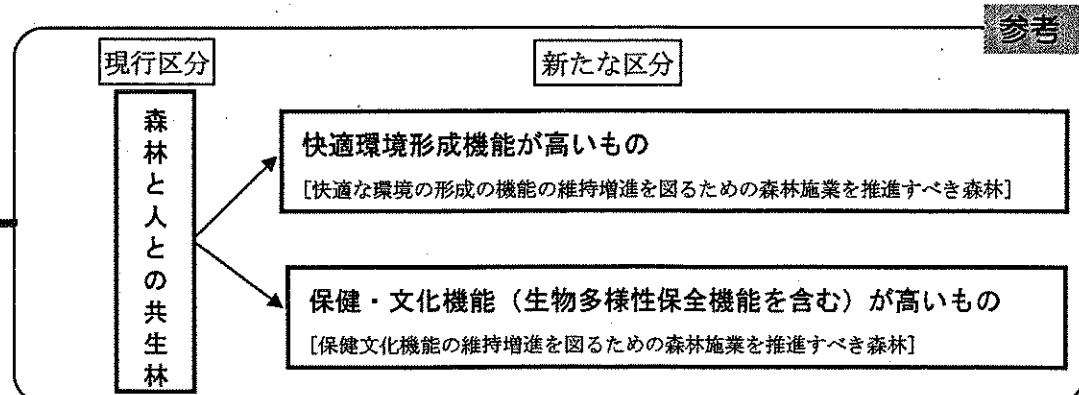
(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

参考



2(3)イ 森林区分の名称変更

別表1 公益的機能別施業森林の区域

区分	森林の区域	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、 <u>快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</u>	土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし
<u>快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</u>		市域全域の地域森林計画対象民有林を対象とする
<u>保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</u>		市域全域の地域森林計画対象民有林を対象とする
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		該当なし

別表2

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	該当なし	該当なし
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、 <u>快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</u>	長伐期施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林	該当なし 該当なし	該当なし 該当なし
	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く) 択伐による複層林施業を推進すべき森林	市域全域の地域森林計画対象民有林の全て	2,499.57
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	

3 その他必要な事項

該当なし

第5 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

- (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

ア 基幹路網に関する事項

該当なし

イ 細部路網の整備に関する事項

該当なし

- (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

2 (3) ウ 森林病害虫の駆除や火災の予防など
森林の保護に関する事項の追加

III 森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病害虫の駆除又は予防の方針及び方法

森林の病害虫による被害を防除するため、これらの早期発見と早期駆除を図る。また、防除の実施にあたっては、市民の生活環境に配慮し、予防対策として根幹注入による防除を推進するとともに、駆除対策としては特別伐倒駆除（被害木の伐倒及び薬剤の散布）に加え、新たに開発した効果の高い駆除方法を導入して事業を推進する。

(2) その他

該当なし

2 鳥獣による森林被害の対策の方法

野生鳥獣による森林の被害がある場合には、必要に応じて野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した施設の設置に努める。

3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、一般入山者への直接的な指導や標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、県・市の広報を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、特に次に掲げる事項を適切に計画するものとする。

- (1) 第5の2の公益的機能別施業森林の施業方法について適切に計画するものとする。
- (2) 第5の3の森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項について適切に計画するものとする。

2 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

3 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

4 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、市民参加のしくみづくりを進めるものとする。

- (2) 上下流連携による取組みに関する事項

該当なし

- (3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当なし

- (4) その他

該当なし

5 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

横浜市内の地域森林計画の対象とする森林（地域森林計画対象民有林）

横浜市内の地域森林計画の対象とする森林（地域森林計画対象民有林）	2,499.57 ha
----------------------------------	-------------

[参考－1]横浜市内の計画対象森林及び保安林面積

1 地域森林計画の対象とする森林（地域森林計画対象民有林）

神奈川県が策定した「神奈川地域森林計画書」（平成 20～29 年度）の対象とする（通称「地域森林計画対象民有林」は、現況が森林である土地であって、概ね 0.3ha 以上のまとまった森林のうち、都市計画法の区域区分等を考慮した次に掲げる民有林を指します。ただし、果樹園や植木畠などの農地、住宅地もしくはこれに準じる土地は除きます。

（1）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による市街化調整区域内の森林

（2）都市計画法による市街化区域内の森林のうち次に掲げる森林

①保安林

②都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号の規定により定められた風致地区内の森林

③急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林

④都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林

（注）森林法及び神奈川地域森林計画の規定のうち、本市に該当しない規定は省略した。

横浜市内の地域森林計画の対象とする森林（地域森林計画対象民有林）	2,499.57 ha
----------------------------------	-------------

2 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、森林法第 25 条及び第 25 条の 2 に基づき農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です、保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

保安林の種別	内容 (法第 25 条第 1 項に定める区分の該当号数)	面積 (ha)
保健保安林	空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守り、生活にゆとりを提供します。(第 10 号)	58.84
風致保安林	名所や旧跡、良好な景観などを保存します。(第 11 号)	2.45
土砂崩壊防備保安林	雨などによる表土の侵食を抑え、土砂の流出、崩壊などを防ぎます。(第 3 号)	0.49
合計	*保健保安林とその他の保安林の兼種（重複）0.18ha があるため、合計値は一致しない。	61.60

[参考-2]用語の解説

一 アー

育成単層林

森林を構成する材木の一定のまとまりを一度全部伐採し、人為により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林をいう。

育成複層林

森林を構成する材木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数樹冠層を構成する森林（施業の関係上一時的に単層となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林をいう。

育林

地拵え、植林、下刈り、つる切り、枝打ち、除伐、間伐等の人工林の手入れ作業のほか、天然林の手入れ作業及び林地の施肥、病害虫防除作業、防火線設置作業等をいう。

枝打ち

節のない良材等をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取ることをいう。

一 カー

快適環境形成機能

神奈川地域森林計画の「公益的機能別施業森林等の区域の設定基準」に定める、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林のこと。

間伐

主として優良木の成長を阻害する樹木等を間引き、生産目的に合った木材を生産するため樹木の密度を調整することをいう。

更新

伐期に達した成熟林分などを伐採し、あるいは生産性の高い人工林に切り替えるために、林分を伐採して後継林分を仕立てることをいい、更新には、人工更新と天然更新とがある。

公有林	次の森林をいう。 1 県有林 県の所有、保有する森林 2 市町村林 市町村及び市町村が組織する組合（地方自治法第 284 条以下）が保有する森林 3 財産区有林 財産区（地方自治法第 294 条以下）が保有する森林
国有林	森林法第 2 条第 3 項により規定される国が所有、保有する森林をいう。
一サー	
下刈り	造林木の生育を妨げる雑草木を刈り払うことをいう。
市民の森	昭和 47 年度からスタートした横浜独自の緑を保存する制度で、緑を守り育てるとともに、山林所有者の方々の協力により、市民の憩いの場として利用していただいている。現在 34 カ所約 460ha を指定している。（平成 23 年 4 月）
私有林	民有林のうち、公有林以外の森林をいう。
主伐	利用できる時期に達した立木を伐採することで、間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び材木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。
人工更新	伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、伐採跡地に植栽または種子をまきつけて林分を仕立てることをいう。
人工造林	苗木の植栽、種子のまきつけ、挿し木等、人為的な方法により森林を造成することをいう。地拵え、植栽などの作業を行う。
人工林	人工造林によって造成された森林をいう。
森林	森林法第 2 条により次のものをいう。ただし、主として農地または住宅地もしくは、これに準ずる土地として使用される土地及びこ

れらの上にある立木竹を除く。

- 1 木竹が集団して生育している土地およびその土地の上にある立木竹
- 2 1 の土地のほか、木竹の集団的な生育に供される土地

森林計画

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正平成 23 年 4 月 22 日法律第 20 号）に基づき森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林の造成、伐採、林道、保安林の整備及び森林施業の合理化等の必要事項を定めた計画である。

森林計画には、農林水産大臣が全国の森林についてたてる全国森林計画、都道府県知事が民有林についてたてる地域森林計画、森林管理局（分局）長が国有林（林野庁所管）についてたてる国有林の地域別の森林計画等がある。

森林計画区

地域森林計画は、「森林計画区」ごとに立てられるが、農林水産大臣が、都道府県知事の意見を聞き、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に都道府県の区域を分けて定められている。神奈川県は、「神奈川森林計画区」のみである。

生物多様性

保全機能

神奈川地域森林計画の「公益的機能別施業森林等の区域の設定基準」に定める、原生的な森林生態系、稀少な生物が生育・生息する森林などの属的に機能の發揮が求められる森林のこと。

造林

人工更新又は天然更新によって林分を仕立てることをいう。

一タ一

立木地

人工林、天然林をいう。

地域森林計画対象

民有林

森林法第 5 条により、地域森林計画の対象とする民有林をいう。

竹林

竹の純林だけを竹林とし、樹林中に混生している場合は立木地に含める。

天然更新	主として天然の力によって、次の世代の樹木を発生させ林分を仕立てる事をいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。
天然林	主として天然の力によって発芽、成立した森林をいう。天然林の手入れ及び補足的に植栽する等、一部に人為を加えたものも含まれる。
天然生林	災害や伐採などにより消失した後、ほとんど人の手が加わらずに自然に再生した森林のこと。
特別緑地保全地区	市内の良好な自然環境を有する緑を保全し、快適で住み良い街づくりを目指して、都市緑地法に基づき指定するものである。平成 23 年度までに、市内 45 地区 239.7ha が指定されている。
一八一	
伐採跡地	伐採後の経過期間が 2 年以内で、まだ更新していない土地をいう。
複層林 ・複層林施業	複層林とは、人工更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林のこと。 複層林施業とは、原則として人工更新により造成した森林において、森林の構成する材木を部分的に伐採し、人工更新により複数の樹冠層を有する森林を造成する施業をいう。
ふれあいの樹林	市街地の小規模な緑地を保全・育成しながら、市民にふれあいの場を提供する制度で、昭和 63 年からスタートした。山林所有者の好意により、「ふれあいの樹林」として指定された緑地は市内で 14 箇所 19.6ha となっている。(平成 23 年 4 月)
文化機能	神奈川地域森林計画の「公益的機能別施業森林等の区域の設定基準」に定める、史跡、名勝地等の森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林のこと。

保健機能森林	湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存在する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつその森林の施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林のこと。
保健・レクリエーション機能	神奈川地域森林計画の「公益的機能別施業森林等の区域の設定基準」に定める、観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林のこと。
萌芽更新	樹木の大部分又は一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽（萌芽）させて、これを育てることによって林分を仕立てることをいう。
補植	植栽後に枯損木が生じた場合、枯損跡に植え付けを行うことをいう。
一マ-	
緑の七大拠点	横浜市の郊外部に広がるまとまりのある緑地を7つの拠点に位置付け、市民の森や緑地保全地区等の指定、公園整備、農地の活用を図る。 こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡の7つの拠点である。
民有林	国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に分かれる。
一ラ-	
緑地保存地区	市街地の緑地を土地所有者の協力で指定し、緑地として保存することにより、良好な都市環境の形成及び健康で文化的な都市環境の確保を図るものである。平成22年度までに、市内で約180haが指定されている。
林家	林業経営体のうち、所有山林または保有山林が0.1ha以上の世帯

をいう。世帯員のうち、何人かに名義が分かれても、世帯にまとめて0.1ha以上あれば林家である。

林種	森林を成立状態により区分したものであり、林地を立木地と無立木地に分け、立木地は人工林、天然林に、無立木地は伐採跡地、未立木地などに区分する。
林相	林を構成する姿をいい、一般には針葉樹、広葉樹、針・広混交林に区分する。
林分	林種、林相がほぼ一様で、森林の取扱いの単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせたものをいう。
林齢	森林の年齢。人工林では、植栽した年を1年生とし、以下2年生、3年生…と数える。